

論 文

天平4年度「越前国郡稲帳」を読む

舘野 和己*

はじめに

1. 「越前国郡稲帳」のテキスト
2. 「越前国郡稲帳」の内容に入る前に
3. 「越前国郡稲帳」の作成と提出
4. 「越前国郡稲帳」断簡の配列復元
5. 各断簡の内容を読む
6. さらなる復元

おわりに

はじめに

律令制の時代、地方の財政は各国に置かれた大税（後に正税）と呼ばれる稲穀によって賄われていた。それらを春に利子付きで人々に強制的に貸し付け、秋の収穫後に3割や5割の利子を取る出挙が行われ、その利子が行政機関を動かす財源となったわけである。当初は用途ごとに様々な種類の稲が置かれた。例えば駅路に設置する駅家のための財源である駅起稲などで、総称して雑色官稲といった。そのうち各郡に置かれ、主に中央への進上物を調達したり、国府・郡家の公的経費などの用途に用いられられたりしたのが郡稲である。しかるに『続日本紀』天平6(734)年正月庚辰(18)条に「勅令諸国雑色官稲、除駅起稲以外、悉混合正税」(勅して、諸国の雑色の官稲は、駅起稲を除く以外、悉く正税に混ぜ合せしめたまふ)¹⁾とあるように、駅起稲以外の各種の稲穀を全て正税に混合して、一本化する官稲混合という政策がとられ、以後は財源の稲は正税と呼ばれるようになった。そして残った駅起稲も天平11年6月に正税に混合された(『同』同月戊寅条)。もともと正税は天平6年以前には大税と呼ばれ、各郡に置かれた正倉に収納されて国司の管轄下にあった。郡稲の性格や正税との関係などについては様々な説があるので省略するが²⁾、官稲混合以前においては、重要な官稲の1つであった。

そして、郡稲や大税(正税)については、毎年の収支決算書が作成され、政府に報告されていた。越前国については、天平2(730)年度の大税帳と同5年の郡稲帳が正倉院文書の中に残っている³⁾。重要な財政関係史料が越前では2点も現存するというのは、きわめて幸運なことである。但し、いずれも完全な形ではなく、断簡と言って、紙が断ち切られた断片の形で残っている。実は、これらの史

*大阪府立近つ飛鳥博物館館長、福井県文書館記録資料アドバイザー

料は大税帳あるいは郡稲帳を残そうと思って残ったのではない。それらは政府に提出後何年か経って不要なものとなり、廃棄処分となったものである。それが払い下げなどの形で東大寺の写経所のものとなり、文字が書かれていない裏側を、二次的に写経所が事務処理の用紙として使ったわけである。したがって、大税帳や郡稲帳の裏は写経所の文書となっており、そちらが表の文書となって正倉院に残ったということになる。当時、紙は貴重だったから反故紙を利用したわけである。その際、写経所では何らかの書類を作成するのに必要な長さだけを用いて紙を裁断したから、本来の文書は断簡となり、あちこちの文書の裏に分かれることになった。さらに二次的文書を書く際に書き間違いなどをしたら、その部分は切って捨てられたから、文書全体が残っておらず、不完全な形となっている。

なお天保4(1833)年から7年にかけて穂井田忠友という人が正倉院文書を整理した際、写経所文書の裏に残る奈良時代の公文書の方をより重視し、それらを復元しようとしたため、現在では写経所文書がバラバラになってしまった。彼の復元結果が正倉院文書の「正修」というグループで、戸籍・計帳・正税帳・郡稲帳などが45巻に整理されている。

『福井県史 資料編1 古代』（福井県 1987年。以下、単に『資料編』とする）35頁以下に、「越前国郡稲帳」の内容を掲載している。しかしそれを見ても、漢字は読みにくいし、どう読んで良いか迷われる方が多いと思う。そこで本稿は、福井の古代史を理解する一助としていただくために、同文書の内容をできるだけわかりやすく読んでいこうとするものである。なお林陸朗・鈴木靖民編『復元天平諸国正税帳』（現代思潮社 1985年。以下、『天平』とする）が、諸国の正税帳・郡稲帳の復元や解説を行っており有益である。本稿はこれによったところが大きい。

1. 「越前国郡稲帳」のテキスト

「越前国郡稲帳」（以下、「郡稲帳」とする）は天平5(733)年閏3月6日付けで作成された、同4年度の郡稲の収支決算書である。同文書は現在では、正倉院文書正集の第28巻に「佐渡国正税帳」の断簡とともに整理、収録され⁴⁾、活字としては『大日本古文書（編年文書）』の第1巻461頁（同書については以下、『大日古』1-461のように記す）以下に収載されて、知ることができる。

しかし上で述べたように同文書は9つの断簡に分かれている。したがってそれらをどのような順に並べるかがまず問題となる。『大日古』では、穂井田忠友が正修に貼り継いだ順に断簡を配列している。しかしそれには異論もある。具体的には後に確認するが、ここでは『資料編』での配列順にしたがい、各断簡をAからIで呼ぶことにする。また断簡ごとに、各行の頭に1から順に数字を振った。翻刻にあたっては写真版で確認して、『大日古』『資料編』『天平』の内容を訂正した所がある。なお正修での配列順は、B・C・E・D・A・F・H・I・Gである。

各断簡に書かれた内容は次の通りである。

[断簡 A]

- 1 遺肆萬貳仟伍伯玖拾捌束柒把玖分
- 2 不用馬壹匹直稻伍拾束
- 3 死馬皮捌張直稻捌拾束〈張別一十束〉

- 4 都合定稻玖萬参仟玖伯陸拾捌束柒把玖分
 5 雜用壹萬伍仟壹伯壹拾伍束伍把捌分
 6 遺柒萬捌仟捌伯伍拾参束貳把壹分
 7 酒参拾参斛陸斗参升貳合〈汁廿八斛六斗三升二合／滓五斛〉
 8 用壹拾肆斛貳斗肆升貳合〈汁九斛二斗四升／二合 滓五斛〉
 9 遺壹拾玖斛参斗玖升
 10 塩壹斛参斗捌合参勺伍撮
 11 用陸斗柒升捌合肆勺伍撮
 12 遺陸斗貳升玖合玖勺
 13 正倉伍間〈空四／間〉 實壹間 屋参間〈空〉 納借倉伍拾参間
 14 屋壹拾伍間 并陸拾玖間
 15 元日刀祢郡司及軍穀并参拾貳人食料稻陸束肆把
 16 塩参合貳勺 酒壹斗陸升〈人別稻二把塩／一勺 酒五合〉 丹生郡
 17 読誦金光明經捌卷金光明最勝王經壹拾卷齋会
 18 之日用稻参[]

[断簡 B]

- 1 月廿九日至十二月卅日合玖拾箇日食料稻貳伯
 2 伍拾貳束〈日別三束八把〉 大野郡
 3 檢舶使從六位上弟國若麻呂肆尅伝符壹枚食料
 4 稻陸束肆把 塩参合貳勺 酒肆升〈一人別稻四把／塩二勺 酒一升
 5 三人別稻／四把 塩二勺〉
 6 敦賀丹生貳箇郡各經貳箇日食料稻参
 7 束貳把 塩壹合陸勺 酒貳升
 8 赴新任所能登国史生少初位上大市首國勝壹拾尅
 9 柒封伝符壹枚食料稻柒束貳把 塩参合

[断簡 C]

- 1 陸勺 酒陸升〈一人別稻四把 塩二勺 酒／一升 二人別稻四把 塩二勺〉
 2 敦賀丹生足羽坂井江沼加賀陸箇郡各經壹
 3 箇日食料稻壹束貳把 塩陸勺 酒壹升
 4 新任大目從七位上勳十二等中臣高良比連新羅起十一月
 5 十日至十二月卅日伍拾壹箇日食料稻捌拾
 6 陸束柒把〈日別一束七把〉 大野郡
 7 賣太政官通送符壹拾道從若狭国到来使
 8 壹拾人〈留當国符五道 更於／能登国通送符五道〉 食料稻壹拾

[断簡 D]

- 1 肆勺〔 〕／把 塩二勺
- 2 敦賀丹生式箇郡肆拾肆人各經壺
- 3 箇日食料稻壺拾柒束陸把 塩捌
- 4 合捌勺
- 5 足羽坂井江沼加賀肆箇郡陸人各經壺箇
- 6 日食料稻式束肆把 塩壺合式勺
- 7 領催調庸掾従六位上勳九等坂合部宿祢葛木

[断簡 E]

- 1 〈二人各稻四把 塩二勺 酒一人一升 一人八合／三人各稻三把 塩一勺五撮〉
- 2 敦賀大野式箇郡各經參箇日食料稻伍束
- 3 壺把 塩式合伍勺伍撮 酒伍升肆合
- 4 丹生足羽坂井江沼肆箇郡各經伍箇日食料稻
- 5 捌束伍把 塩肆合式勺伍撮 酒玖升
- 6 加賀郡經肆箇日食料稻陸束捌把 塩參
- 7 合肆勺 酒柒升式合
- 8 従出羽国進上御馬伍匹經玖箇日飼秣料稻玖拾
- 9 束〈匹別日／二束〉江沼郡
- 10 向京當国相撲人參人經式箇日食料稻式束肆把
- 11 塩壺合式勺 酒陸升〈人別日稻四／〔 〕敦賀郡⁵⁾

[断簡 F]

- 1 篁子參斛直稻陸拾束〈以廿束／充一斛⁶⁾
- 2 足羽郡式拾束 坂井郡肆拾束
- 3 糯米參拾斛料稻陸伯束〈斛別／廿束〉
- 4 足羽郡捌拾束 大野郡肆拾束
- 5 江沼郡式伯捌拾束 加賀郡式伯束
- 6 釀酒料稻參伯伍拾束
- 7 丹生郡柒拾束 足羽郡柒拾束
- 8 大野郡柒拾束 江沼郡柒拾束
- 9 加賀郡柒拾束
- 10 錦綾羅機合壺拾參具 綜壺伯壺拾肆条
- 11 〈錦機別廿八条 羅機／別二条 綾機別六条〉料糸壺伯參拾捌斤捌兩直
- 12 稻參仟肆伯陸拾式束伍把〈斤別廿五束〉
- 13 錦機式具 綜伍拾陸条〈機別廿／八条〉料糸肆拾式斤

- 14 羅機式具 綜肆条〈機別／二条〉料糸玖斤
- 15 綾機玖具 綜伍拾肆条〈機別／六条〉料糸捌拾柒斤捌兩
- 16 大野郡壹仟捌伯束 江沼郡壹仟陸伯陸拾式
- 17 束伍把
- 18 塩柒斗直稻參拾伍束〈以五把充一升〉
- 19 敦賀郡伍束 丹生郡壹拾伍束
- 20 坂井郡伍束 江沼郡伍束
- 21 加賀郡伍束
- 22 敦賀郡天平三年定郡稻參仟捌拾陸束陸把
- 23 出拳壹仟參拾陸束〈利五百一十八束〉
- 24 合納壹仟伍伯伍拾肆束
- 25 殘式仟伍拾束陸把
- 26 死馬皮壹張直稻壹拾束
- 27 都合稻參仟陸伯壹拾肆束陸把
- 28 用柒伯式拾陸束伍把
- 29 殘定式仟捌伯捌拾捌束壹把
- 30 酒參斛肆升捌合
- 31 用壹斛壹斗參升陸合
- 32 殘壹斛玖斗壹升式合
- 33 塩壹斗陸升伍合壹勺
- 34 用陸升伍合柒勺伍撮
- 35 殘玖升玖合參勺伍撮
- 36 正倉壹間〈空〉 借倉壹間
- 37 郡司〈少領外從八位上勳十二等角鹿直「綱手」／
主帳无位螺江「比良夫」〉
- 38 丹生郡天平三年定郡稻壹仟式伯玖拾肆束伍把肆分
- 39 出拳壹仟式伯玖拾肆束伍把肆分〈債稻身／死人免稻六十束〉
- 40 定納本壹仟式伯參拾肆束伍把肆分〈利六百十七／束二把七分〉
- 41 合納壹仟捌伯伍拾壹束捌把壹分
- 42 從加賀郡移式仟束
- 43 死馬皮參張直稻參拾束〈張別一十束〉
- 44 都合稻參仟捌伯捌拾壹束捌把壹分
- 45 用式仟肆伯參拾柒束柒把
- 46 殘定壹仟肆伯肆拾肆束壹把壹分
- 47 酒伍斛參斗壹升捌合〈當年釀五斛／古三斗一升八合〉
- 48 用式斛伍斗伍升陸合〈汁一斛五斗五升六合／滓一斛〉

- 49 残式斛柒斗陸升式合
50 塩參斗柒升陸合玖勺
51 用式斗柒升捌合玖勺
52 残玖升捌合
53 借倉壹間
54 郡司〈大領外從伍位下勳十二等佐味君「浪麻呂」〉⁷⁾
55 足羽郡天平三年定郡稻壹萬伍仟伍伯玖拾束參把捌分
56 出拳柒仟參伯陸拾束〈債稻身死人免稻一百五十束〉
57 定納本柒仟式伯壹拾束〈利三千六百五束〉
58 合納壹萬捌伯壹拾伍束
59 残捌仟式伯參拾束參把捌分

[断簡 G] (大野郡カ)

- 1 用參仟柒伯伍束式把捌分
2 残陸伯陸拾陸束式把玖分
3 酒伍斛柒斗陸升壹合〈古七斗六升一合／當年釀五斛〉
4 用壹斛柒斗伍升肆合〈汁七斗五升四合／滓一斛〉
5 残肆斛柒合
6 塩捌升壹合柒勺伍撮
7 用參升玖合柒勺伍撮
8 残肆升式合
9 正倉式間〈空〉借屋壹間

[断簡 H] (坂井郡)

- 1 定納本參仟柒伯柒拾捌束〈利一千八百八十九束〉
2 合定納伍仟陸伯陸拾柒束
3 残壹萬式仟陸伯陸拾束陸把
4 死馬皮壹張直稻壹拾束
5 都合稻壹萬捌仟參伯參拾柒束陸把
6 用捌伯參拾玖束
7 残壹萬柒仟肆伯玖拾捌束陸把
8 酒式斛玖斗壹升式合
9 用壹斛參斗伍升式合
10 残壹斛伍斗陸升
11 塩壹斗陸升壹合捌勺
12 用柒升式合

- 13 残捌升玖合捌勺
 14 正倉弍間〈空〉借倉弍拾間借屋壹間并弍拾壹間
 15 郡司〈少領外正八位上勳十二等海直「大食」／主政无位品遅部「廣耳」〉
 17 江沼郡天平三年定郡稻柒仟弍伯玖拾陸束
 18 出拳陸仟弍伯肆拾陸束〈利三千一百廿三束〉
 19 合納玖仟參伯陸拾玖束
 20 残壹仟伍拾束
 21 死馬皮壹張直稻壹拾束

[断簡 I] (江沼郡)

- 1 用弍斛陸斗柒升弍合〈汁一斛六斗七升二合／滓一斛〉
 2 残弍斛伍斗壹升肆合
 3 塩壹斗柒升壹合玖勺
 4 用捌升陸合
 5 残捌升伍合玖勺
 6 正倉弍間〈空一／間〉實壹間
 7 郡司〈大領正八位下勳十二等江沼臣「武良士」〉
 8 加賀郡天平三年定郡稻參萬柒伯捌束弍把玖分
 9 出拳壹萬弍仟壹伯壹束捌分〈債稻身死人免稻／三百廿束〉
 10 定納本壹萬壹仟柒伯捌拾壹束捌分〈利五千／八百九十
 11 束五把／四分〉
 12 合納壹萬柒仟陸伯柒拾壹束陸把弍分
 13 残壹萬捌仟陸伯柒束弍把壹分
 14 都合稻參萬陸仟弍伯柒拾捌束捌把參分
 15 移丹生郡弍仟束
 16 定參萬肆仟弍伯柒拾捌束捌把參分
 17 用壹仟參拾伍束壹把
 18 残參萬參仟弍伯肆拾參束柒把參分
 19 酒伍斛柒斗玖升弍合〈古七斗九升二合／當年釀五斛〉
 20 用弍斛肆斗參升陸合〈汁一斛四斗三升六合／滓一斛〉
 21 残參斛參斗伍升陸合
 22 塩壹斗柒升玖合玖勺
 23 用柒升弍合伍勺伍撮

* 〈 〉内は小字であり、割書になっている時は改行個所を／で示した。
 また内容の理解を助けるため、文字間を半角開けた所がある。

2. 「越前国郡稲帳」の内容に入る前に

ここでは「郡稲帳」の内容を細かく見ていく前に、その前提となる事柄を確認することにする。

「郡稲帳」は天平5(733)年閏3月に作成された、天平4年度の収支決算書である。それは全部で9断簡、計164行からなる。ちなみに現在、郡稲帳としては越前のほか、天平2年度の隠伎国(『大日古』1-389)⁸⁾と天平4年度以前の播磨国(『同』2-150)のものが残っているが、前者はわずか18行、後者も計25行分の2断簡しか残っておらず、本「郡稲帳」の重要性が際立つ。

次に料紙を見ると、1紙全体が残っているのが断簡Fの16行目～39行目までである。その部分の大きさは縦28.2cm、横58.7cmで、そこに縦横の界線が細い墨で引かれている。すなわち紙の上端から2.75～2.9cmの所に、横方向の1本目の界線(天界)があり、さらにその下に1.15～1.4cmの間隔をおいて4本の横界が引かれ、紙の下端から上に3.3～3.4cmの所に下端の横界(地界)がある。天界と地界の間が文字を書く範囲である。また縦方向の界線(縦界)の幅は2.3～2.5cmである⁹⁾。横界は文字を書き出す高さを揃えるために引かれたものである。残存部では、断簡Fの22行目「敦賀郡」、38行目「丹生郡」、55行目「足羽郡」、断簡H17行目「江沼郡」、断簡I8行目「加賀郡」が天界から書き始めている。テキストを書き起こすにあたり、各行がどの横界から書かれているかに留意した。

さて「郡稲帳」はまず越前全体の郡稲の収支を書いた後、各郡の内訳を書き連ねたものである。そのことは現存する正税帳や、『延喜式』主計上に規定された正税帳の書式からもうかがえる。郡稲帳も同様の書式で作成されたはずである。また郡稲のみならず、酒と塩の収支も書かれている。

そこでまず越前国の郡を確認しておく。「郡稲帳」の断簡の配列順を推定する際に必要なことだからである。配列順が分かるまとまった史料としては、10世紀に作成された『延喜式』がある。『延喜式』巻10神祇官の式内社を列挙した個所(神名下)を見ると、敦賀・丹生・今立・足羽・大野・坂井郡の順に記され、また巻22民部省に関わる規定の個所(民部上)では越前国内の諸郡を、敦賀・丹生・今立・足羽・大野・坂井と列挙する。両者ともに郡名とその順番が一致するので、諸郡を並べる時はこの順であったことがわかる。これは内陸に位置する大野郡を除き、基本的に京から北陸道を下る時に経過する順にしたがったもので、南から北へと諸郡を並べている。ただこれは10世紀に作られた『延喜式』段階でのものであり、それ以前における郡の変遷を確認する必要がある。越前においては郡の分立のみならず国の分立まであり、郡の構成に大きな変化が何度もあったからである。

まず養老2(718)年5月には、越前国内の東端に位置する羽咋・能登・鳳至・珠洲の4郡を割き取って、能登国が成立した(『続日本紀』5月乙未条)。その後、能登国は天平13年12月に越中に一旦統合されたが(12月丙戌条)、天平宝字元(757)年5月に再び独立した(5月乙卯条)。さらに弘仁14(823)年3月になると、越前国内で当時の東端にあたる江沼・加賀2郡を割き取り、加賀国が成立した(『日本紀略』3月丙辰朔条)。したがって元々の越前は、後の加賀・能登までを含む広大な領域を占めていたのである。そしてまた同年6月には加賀国では江沼郡から能美郡が、加賀郡から石川郡が分かれて、計4郡になるとともに、越前でも丹生郡から今立郡が分かれている(『同』6月丁亥条)。

これらを総合すると、「郡稲帳」の作成された天平年間には既に能登国を分立した後で、かつ今立郡は未成立なので、敦賀・丹生・足羽・大野・坂井・江沼・加賀の7郡が越前国にあったことになり、かつこの順で呼ばれたはずである¹⁰⁾。

次に「郡稻帳」に用いられる漢字についても見ておこう。そこでは現在我々が通常使うのとは異なる字体の漢字が使われてことがあるので、それを知っておかないと読むことができない。例えば「食斫」という漢字がある。この「斫」は「料」の異体字である。したがってこれは「食料」である。あるいは「金光明取勝王経」は「金光明最勝王経」である。「取」と「勝」が見慣れない字体である。「郡稻帳」にはこうした異体字や俗字が多く使われている。活字で示すことが難しいので、比較の具体例は省くが、「匹」「直」「定」「分」「雑」「正」「塩」「足」「沼」「条」などで異体字・俗字・旧字体が用いられている。上にあげたテキストではこれらは通常の字体に改めた。「國」も人名を除いて「国」にした。

また特に数字が問題である。「郡稻帳」は郡稻の収支決算書だから、当然数字を多く用いる。その際、割書部分を除き、通常の漢数字ではなく大字で書いている。したがってそれを見ても、すぐに数字を読み取ることが難しい。大字については、公式令公文条に「凡公文、悉作真書。凡是簿帳・科罪・計贓・過所・抄榜之類有数者、為大字」（凡そ公文は、悉くに真書に作れ。凡そ是れ簿帳・科罪・計贓・過所・抄榜の類の、数有らむ者は、大字に為れ）という規定がある。公文、すなわち公文書を作る際は真書を用い、簿帳・科罪・計贓・過所・抄榜の類で、数字を書くことがある場合は大字を用いよ、というのである。真書は書体の1つである楷書のことであり、これは現代にもあてはまる。

それに対し簿帳つまり帳簿や、犯罪があった際の量刑（科罪）、不正に授受奪取された財貨の額、即ち被害金額など（計贓）、関所を通る際に携行が義務づけられた通行許可証である過所、それに受領書である返抄や宮城の諸門から物を持ち出す時に必要とされる、物品名と数量を記した文書（抄榜）などについては、大字が用いられることになっていた。このうち簿帳については、養老令の諸法家の注釈を集めた『令集解』公式令公文条の引く古記は、「大税帳・計帳・田籍之類也」とし、釈説も同様の解釈をしている。古記は天平10(738)年頃に作成された大宝令の注釈書である。それを『令集解』が引用するのは、大宝令と養老令の条文が基本的に同一であるからである。釈説（令釈とも）は延暦年間頃の成立である。それはともかく、大字で書く書類の代表格として大税帳が挙げられていることが注目される。それは前述のように正税帳の前身であり、郡稻帳とも類似する内容のものである。古記成立当時、大税帳は既に正税帳となっていたが、古い呼称を用いたことになる。

大字とは具体的にはいかなるものか。普通我々は漢数字を一・二・三のように書くのに対し、壹（壺）・貳（弍）・參（参）・肆・伍・陸・漆（柒）・捌・玖・拾、百は伯・佰・陌、千は仟・阡、そして万を萬と書くのが大字である。ただし「參」はもと「叁」と「叅」という2つの字形があり、前者は三の意味、後者は「まいる」という意味で用いられた¹¹⁾。「郡稻帳」では一部を除いて「叁」が用いられている。また七の大字は「漆」であるが、実際には俗字の「柒」を用いる。その中に「七」を含むからであろう。「陸」も「六」を含んでいる。大字を用いるのは書類の偽造を防ぐためである。一や二なら、1本線を書き足して二・三に変えるのは簡単であるし、他の数字も単純な字形だから同様である。そこで複雑な字形でかつ同じ音になる漢字を用いたのである。テキストでは大字については、そのまま残したが「壹」「貳」「叁」については、読みやすいように「壺」「弍」「参」に改めた。

また度量衡の単位についても確認しておきたい。「郡稻帳」には稲や酒・塩などを数える単位が出てくる。最も多いのは稲の計量で、そこで用いられるのは、束とその1/10の把、1/100の分である。

稲は穂首で刈り取られたまま、脱穀されていない状態を指す。そして1束は脱穀して穀（もみ）にすると1斗、さらに精米して米にすると5升になると計算された。

次は酒や塩に用いる体積の単位は、大きい方から十進法で、斛・斗・升・合・勺・撮となる。但し「勺」は「夕」のように書くことが多く、本「郡稲帳」でも全てそのように書いているが、上記テキストでは「勺」に改めた。当時の杓の実際量は現在の約45%と小さかったので、現在では180ccの1合は80cc前後である¹²⁾。したがって1束で約4000ccの米が取れるということになる。

次に糸を数えるのには斤・両が用いられている。これらは重さの単位で1斤は16両である。但しそのはかりには大小2種があり、小3両を大1両とする（雑令度十分条）。大は小の3倍の重さのはかりを用いるということになる。そして雑令度地条によれば銀・銅・穀を量る時は小を用いることになっていた。しかし、実際には小は薬を量る時くらいしか用いられなかったもので、ここは大のはかりであろう。その重さも復元されていて、1両が約42g、1斤で約670gであった¹³⁾。

3. 「越前国郡稲帳」の作成と提出

次に「郡稲帳」がいつ誰によって作成されたかということを確認すると、本来文書の末尾には日付や責任者たちの署名があったはずだが、残念ながらその部分は失われている。しかし継目裏書から知ることができる。継目裏書とは文書作成時に1紙では足りずに数紙を貼り継いだ際、それが本物であることを証するために、作成者が紙背の継目に氏名などを書くものである。「郡稲帳」には「越前国郡稲帳天平五年潤三月六日史生大初位下阿刀造佐美麻呂」との継目裏書があり、作成日と作成者がわかる。史生は越前国司の一員で、守・介・掾・目という国司の4等官の下位にいた人である。職員令によれば国司には守・介・掾・目の4等官と史生がいた。そして諸国は大国・上国・中国・下国の4ランクに分類され、それにしたがってそれぞれの定員が定まっていた。越前は『延喜式』民部上では大国に位置づけられている。職員令大国条・上国条にしたがえば、大国の国司は守・介・大掾・少掾・大目・少目各1人と史生3人から、上国は守・介・掾・目各1人と史生3人からなっていた。「郡稲帳」には掾として従六位上坂合部宿祢葛木（麻呂）が見え（断簡D）、掾に大少の区別のないことがわかる一方、大目はいたので（断簡C）、当時の越前は大国と上国の中間に位置した可能性が高い¹⁴⁾。

阿刀佐美麻呂は史生の1人で、彼の名は天平3（731）年2月作成の同2年度「越前国正税帳」（『大日古』1-428）にも見える。すなわちその末尾に「以前、天平二年収納正税穀并穎稻雑用如件。仍付史生大初位下阿刀造佐美麻呂申上。以解」と、史生の阿刀造佐美麻呂に託してこの文書を中央に提出することが記される。もっともその後には少目・守・掾・介・大目の署名しかなく、そこに彼の署名はない。但し継目裏書に「越前国大税帳天平三年二月廿六日史生大初位下阿刀造佐美麻呂」とあり、「正税帳」も彼の名によって作成されたことが知られる。

また「正税帳」もそうだが「郡稲帳」全体に、「越前国印」が多数捺されている。これらのことから、「郡稲帳」が越前国史生の阿刀造佐美麻呂によって作成され、その末尾に国司全員が署を加え、さらに国印を押すことで、責任の所在を明らかにして正式な「郡稲帳」となったことがわかる。

もっとも実際に阿刀造佐美麻呂によって書かれたかということ、問題がある。それは天平10年度の

「周防国正税帳」（『大日古』2-130）から「造天平八年雑公文書生」の存在が知られるように、実際には国司より下にいる書生によって書かれ、その責任者が阿刀造佐美麻呂であったのであろう¹⁵⁾。そこで「郡稲帳」と継目裏書の文字を見比べてみると、「平」「郡」「稲」等の文字で相違が見られるから、実際に「郡稲帳」を作成したのは阿刀造佐美麻呂ではないことがうかがえる。

少し時期は下るが弘仁13(822)年閏9月20日太政官符（『類聚三代格』）によると、国府や郡家で様々な実務をこなす徭丁の人数を定め、彼らに食を給することとした。そのうち国府に属する人として、「大帳税帳所書手」がいる。国府内の大帳（計帳）や正税帳を作成する部局に属す「書手」は、文字通りそれらの書類の作成にあたった人々である。彼らは官人ではなく、労働力を徴発される雑徭という力役の中で働かされる人々（徭丁）で、雑任とも呼ばれる。おそらく本「郡稲帳」も実際に書いたのは、そうした「書生」「書手」であったろう。したがって阿刀造佐美麻呂は作成責任者である。

次に「郡稲帳」の提出先は、中央で地方行政を管轄する民部省、さらに言えばその被官の主税寮であった。主税寮は地方財政を監督する官庁である。郡稲が後に混合される正税の収支決算書である正税帳の書式が『延喜式』主税下に規定され、さらに主税上には正税帳の勘会（チェック）の仕方が定められている。当然「郡稲帳」の最終的な行き先も民部省に属する主税寮であったことになろう。

また提出期限は『延喜式』民部下の規定により、正税帳は2月30日までに中央に提出することになっていた。確かに天平2年度「越前国正税帳」は天平3年2月26日付で作成されている。しかしこの月は29日までであり、月内に京に進上するのは困難である。それに「郡稲帳」は明確に継目裏書に「天平五年潤三月六日」とあることから、当時は2月末が提出期限でなかったことがうかがえる。

ところで正税帳は何通作られたのであろうか。それについての規定はない。しかし正文と見てよい天平2年度「越前国正税帳」について、内容を同じくする2つの断簡が残っていることから、少なくとも2通作られたことがわかり、本国に残し置かれた1通と合わせて3通作成されたとみられる¹⁶⁾。そして中央に行った2通は、中務省と民部省に送られたとみられている¹⁷⁾。やはり中央に送られる戸籍は3通作り、うち2通を太政官に送り、1通を国に留め置くことになっている（戸令造戸籍条）。そして太政官に送られた2通は、そこから民部省と中務省とに行くことになっていた。正税帳も同じ流れをとり、そのうち民部省に行った1通が主税寮に下され、勘検を受けることになるわけである。官稲混合以前の郡稲帳も同様に考えられよう。

4. 「越前国郡稲帳」断簡の配列復元

何度も言うように「越前国郡稲帳」は完全な形ではなく、9片の断簡が残るのみである。したがってそれらをどのように並べるかが、まず問題となる。ほとんどの断簡どうしが直接つながらず、間が脱落しているからなおさらである。そこで各断簡に書かれた内容から、順番を推定して決めていかなければならない。『資料編』はそれを検討した結果にしたがい、第1章のような順に掲載したが、改めて検討してみよう。

まず最も長い断簡Fから検討する。その22行目に「敦賀郡天平三年定郡稲参仟捌拾陸束陸把」と見える。これは敦賀郡の天平3年段階の郡稲量だが、その後には天平4年度の収支が続くから、いわゆる繰越分ということになる。そして先の「敦賀郡天平三年定郡稲」部分の後に、「丹生郡」（38行目）、

「足羽郡」(55行目)と続く。したがってこれらは各郡の内訳を記したものである。敦賀郡・丹生郡・足羽郡という順番は第2章で確認した越前国の諸郡の順序と一致する。したがって敦賀郡より前は、越前国全体の総記部分、すなわち本文書の首部ということになる。

そこで郡毎の内訳部分を見ていくと、断簡Hの内容は某郡と江沼郡、断簡Iは某郡と加賀郡である。郡記載の順序は坂井・江沼・加賀郡となるはずだから、断簡Hの首部は坂井郡、断簡Iの首部は江沼郡であり、断簡Hの次に断簡Iが来ることがわかる。そこで問題は断簡Gである。それが某郡の内訳の末尾部分であることは、最後の行の「正倉式間」云々が、他郡の末尾部分に書かれた内容と共通することからわかる。これは郡稲がどこに収納されているかを記したものである。そしてこれだけではそれが何郡かは不詳だが、正倉などの記載が残っていないのは、断簡F末尾の足羽郡と、その郡名が書かれた部分が残らない大野郡であるから、断簡Gは2郡のうちのどちらかであるとともに、大野郡は足羽郡の次に位置するから、いずれにせよ断簡Gは断簡Fと断簡Hの間に来る。ただしFともHとも直接は接続しない。そこで詳しくは後で見るが、各郡に書かれた項目、例えば断簡Fの丹生郡の部の44～46行目と比較すると、断簡G冒頭の「用参仟柒伯伍束貳把捌分」(3705束2把8分)と2行目「残陸伯陸拾陸束貳把玖分」(666束2把9分)の合計4371束5把7分が、天平4年度の収入分である(丹生郡の部44行目の「都合」にあたる)。しかるに断簡F最後の足羽郡には末尾の59行目に「残捌仟貳伯参拾束参把捌分」(8230束3把8分)という記載がある。同郡では出挙以外に収入がないから、この「残」が天平4年度の全収入であり、断簡Gの額とは合致しない。したがって断簡Gは足羽郡ではないことになり、大野郡の断簡であると推測されるのである。これらから郡毎の内訳部分は、断簡F・G・H・Iの順ということになる。

残るは断簡A～Eである。それらは郡稲帳の首部にあたり、国全体の郡稲の収支決算を書いた部分である。まずAは冒頭部が欠損しているが、4行目に「都合定稲」という稲の総計部分があり、次いで酒・塩の量を書き、その後にそれらが収納されている正倉・屋の数を記す。ここまでは上で見た各郡の書式と共通する。そして次には「元日刀祢郡司」(15行目)、「読誦金光明経」(17行目)と正月元日から始まる行事にあたって支出した稲・塩・酒の量を書き上げる。すなわち15行目から支出の内訳部分が始まるわけである。残るB～Eも支出の内訳であることは、一目瞭然なので、断簡Aがそれらより前に、即ち一番前に位置することがわかる。そしてまた後述のように「読誦」云々は正月14日のことなので、支出は元日から日付順に、諸行事ごとに記載されていることもわかる。

残された断簡B～Eの順序は難しい。Bには冒頭に「月廿九日至十二月卅日合玖拾箇日」という記載がある。某月29日から12月30日までで計90日というのだから、某月は9月であることがわかる。

そして断簡Bと断簡Cは直接接続するとみてよい。それはBの「赴新任所能登国史生」から始まる末尾2行は、能登国の史生に任命された大市首國勝が赴任途上で越前を通過した際に、提供された食料の稲などを書き出した部分だが、最後の「塩参合」は行の最下部に書かれ、一方C冒頭の「陸勺」と、文字の位置も合・勺という単位記載も続くものとみて差し支えないことと、さらに次のことからわかる。すなわち彼らの一行の人数はBの「壹拾剋柒封伝符壹枚」から3人であった。伝符とは各郡に5匹ずつ置かれた伝馬(既牧令置駅馬条)を利用することを認める許可証であり、そこに施された刻み目(剋)の数によって利用できる馬の数が示されていた(公式令給駅伝馬条)。ここでは

10尅の伝符ではあるが、そのうち7尅は封じられていたという。10本の刻み目はあるが、そのうち7本については何か（紙か）を貼って封じていたので、有効なのは3尅となる。それは一行の人数が3人であったことを意味するのである¹⁸⁾。それに符合するように断簡Cの1行目には、一行の内訳が支給食料の多寡によって「一人」と「二人」であることが記される。前者は大市首國勝であり、後者はその従者であろう。それに紙の状況もBとCが接続することに矛盾はない。

さて断簡Cの4行目には「新任大目」への食料支給記事がある。大目は越前国司の一員だが、ここにも「起十一月十日至十二月卅日」という、B1行目と共通する記載がある。これも後述するところだが、このことからB冒頭は同じく新任国司の赴任に関わるものとみられる。

さてこれらに書かれた郡の名は、それらの郡が食料を支給したことを示す。断簡C4行目からの新任大目の場合の「大野郡」は、同郡が支出したことを意味する。そうするとこれらは、郡の食料支給機能を物語るものであり、これらの使者が伝使ないしそれに準じるものであったことによる。準じるとは、伝馬の利用はないが、経路上の郡家で食事が供給されたということである。後述するように、赴任先の能登国へ向かう史生は伝馬を利用できたが、越前の新任大目は利用できなかった。そうした伝使及びそれに準じる人たちが、B・Cには列挙されていたのである。そしてD・Eも同様であったと考えられる。

次に断簡B・CとD、Eの順序だが、B・C能登や越前への国司の赴任、若狭からの太政官符の到来は、使者は西から東へと動いている。それに対し断簡E8行目「従出羽国進上御馬」と10行目「向京東国相撲人」は越前から上京する使者たちであり、動きの方向が異なる。こうした方向を重視するか、あるいは内容によって配列したのか難しいが、DとEの諸郡を書き連ねた部分は、国境を越える交通ではなく、国内諸郡を巡っているようである。

その際、断簡D7行目「領催調庸掾」は注意を要する。それは調庸を中央に貢進する国司の一員である掾のことと読めそうではある。「領」は調庸を運ぶ運脚たちを国司が京へ領送することを意味するからである（賦役令調庸物条）。そうであるなら、これは国外への使者の流れとなり、Eの「従出羽国進上御馬」と同じ方向となる。しかし天平9年度「但馬国正税帳」（『大日古』2-55）に「領催伯姓産業巡行官人」が見える。これは「国司巡行所部」の内訳の1つである。所部、つまり管轄内を巡行する理由が「領催伯姓産業」なのであるから、京へ行くことではなかった。すなわち百姓（民衆）の産業（なりわい）を点検し促すための使者である。それに倣えば「領催調庸」は、調庸を規定通りに準備させるために部内を巡行することとなろう。調庸の貢進は賦役令調庸物条によれば、8月中旬から始まり、京からの遠近により近国は10月30日、中国は11月30日そして遠国は12月30日が貢進期限であった。そして『令集解』同条の引く古記が引用する民部省式によれば、越前は中国であった。『延喜式』民部省でも同様である。また『同』主計上によれば、越前から京までの行程は上で7日、下で4日、海路では6日である。「上」は税を持って上京する時の日数、「下」は帰りの日数であり、荷物がないから基本的に「上」の半分である。これらによれば越前から運脚を率いて国司が出発するのは、11月中旬頃であろう。ここは、それ以前に税物を整えるために国内を巡行することであるから、それより前ということになる。そして断簡E8行目「従出羽国進上御馬」と10行目「向京東国相撲人」からは、越前から上京する使者に切り替わることになる。ここで国内での動きから上京へ

と内容が変わるわけである。したがってDの後にEが来る。

こう見てくると、断簡 A から E の配列順は、その順番で良いことになる。すなわち全体では断簡 A では行事ごと、次いで B・C は西から越前へと来た人たち、D から E にかけては国内の巡行と越前から西へ行く人たちを記したものであるということになり、一応順序だとして理解することができる。こうして全体として、『資料編』と同じく断簡 A から I はその順であると考えておきたい¹⁹⁾。但し首部の断簡の配列が異なっているとしても、内容の理解には大きな問題はない。

5. 各断簡の内容を読む

ここでは上の検討結果に基づき、順番に各断簡の内容を読んでいく。なおこれまでの研究で欠失部の復元が行われてきた。まとまったものとして『天平』があるが、そこにも誤りがある。本稿は史料を読むことに重点を置いているので、復元案の細かい相違点に関する一々の研究を取り上げることはせず、まとまった史料集である『天平』の誤っている所のみを指摘し、注意を促すこととする²⁰⁾。

[断簡 A]

この断簡は前が欠けている。1行目「遺」から始まる冒頭は残額であり、次に「不用馬」「死馬皮」とある2行は、それぞれ不用となった馬と死んだ馬の皮を売却して得た直(あたい)の稲を示す。代価は全て稲で計られる。したがってこの2行は収入である。これらの記載は、郡毎の内訳部分を見れば理解しやすい。すなわち「遺」はそれらでは「残」(例えば断簡 F の25・59行目など)とする所に対応し、詳しくは後述の敦賀郡の所で述べるが、天平3年度の繰越分の運用による残額である。

それに次いで2行目からは別の収入となる。「不用馬」1匹を稲50束で売却しているが、不用馬の売却については、厩牧令駅伝馬条「凡駅伝馬、毎年国司検簡。其有太老病、不堪乗用者、随便貨売。

(後略)」(凡そ駅伝馬は、年毎に国司検簡せよ。其れ太(はなはだ)しく老い、病して、乗用に堪へざること有らば、便に随ひて貨売せよ)により、はなはだ高齢であったり病気で乗用に不自由を来したりする駅馬・伝馬は売ることになっていた。不用馬1匹はおそらく、各郡家に5匹ずつ置かれることになっていた伝馬であろう(厩牧令置駅馬条)。他国の例を見ると、天平10年度「周防国正税帳」では同じく「不用馬」6疋を300束(馬別50束)で、同6年度「尾張国正税帳」(『大日古』1-607)では「不用伝馬」11匹を計560束(10匹は各50束、1匹は60束)で売り、同6年度「駿河国正税帳」(『同』2-67)では「伝馬不用」1匹の収入として50束が計上され、同10年度の「駿河国正税帳」(『同』2-106)には「伝不用馬」5匹を250束(匹別50束)で、同11年度「伊豆国正税帳」(『同』2-192)では「不用伝馬」1匹を50束で売却している。これらの例からすれば越前の「不用馬」も、駅馬の可能性は排除できないが恐らく伝馬であり、1匹50束は相場であったことがわかる。

次に3行目は死馬の皮8張を売却し、稲80束(1張につき10束)が収入になったことを示す。死馬の皮の売却に関しては、厩牧令官馬牛条に、官馬が死んだ時の措置について、「凡官馬牛死者、各収皮脳角胆(後略)」(凡そ官の馬牛死なば、各皮・脳・角・胆を収(と)れ)という規定がある。死馬の皮は利用するために確保することになっていた。そして同令因公事条「凡因公事、乗官私馬牛、以理致死、証見分明者、並免徴。其皮宍、所在官司出売。送価納本司。(後略)」(凡そ公事に因り

て、官私の馬牛に乗りて、理を以て死を致せらむ、証見分明ならば、並に徴（はた）ること免（ゆる）せ。其れ皮穴は、所在の官司出し売れ。価を送りて本司に納（い）れよにしたがうと、不当に官私の馬牛を死なせたのでなければ賠償は求めず、その皮と穴は所在の官司が売り、その代金は本司に送ることになっていた。代金の流れについて『令集解』本条の引く跡記は、例えば甲郡の畜が乙郡で死んだ場合は、売った代金を甲郡の郡司に納めるとする。「郡稻帳」の「死馬皮」はこうした収入であり、その馬はやはり伝馬を中心としたものであろう。

死馬の皮を売却した事例は、他にも天平6年度「尾張国正税帳」や同8年度「薩摩国正税帳」（『大日古』2-11）などに見え、前者では10張で直稻150束、4張で60束といずれも張別15束である。それに対し後者では3領で稻30束（領別10束）となっている。また同6年度「駿河国正税帳」には「伝馬死皮」1張の収入が10束とあり、同9年度「和泉監正税帳」（『同』2-75）では「死伝馬皮」4張を40束（張別10束）で、同10年度「駿河国正税帳」では「伝馬死皮」4張を40束（張別10束）で売却している。越前では張別10束だから、薩摩や駿河・和泉と同額で売れたことになる。他国では皮を売った死馬が伝馬であることを明記するものが多いことは、越前もそうであったことを示唆する。

そして4行目は「都合」となる。都合とは現在通常使う意味ではなく、合計ということである。ここは1～3行目を合計した、天平4年度の越前全体の郡稻の収入量である。それが93968束7把9分であり、そのうち5行目のように15115束5把8分を様々な用途（「雑用」）に使い、差し引き次行の「遺」（残額）78853束2把1分となる。総量に対する使用量の少ないことが注目される。

次いで7行目からが別項目の酒である。最初に酒が33斛6斗3升2合ある。役所用に醸造されたものである。そして、その形態は汁が28斛6斗3升2合、滓が5斛という。そのうち14斛2斗4升2合（うち汁が9斛2斗4升2合、滓が5斛）を用い、残りが19斛3斗9升となった。10行目からが塩。1斛3斗8合3勺5撮あったうち6斗7升8合4勺5撮を使い、残りが6斗2升9合9勺であった。

13・14行目は上記の稻を納める倉である。正倉は各郡家に所属する倉の意である。正倉は国全体で5間あるが、うち4間は「空」すなわち何も入っておらず、1間のみが「実」すなわち収納物があつた。また屋は倉とは異なるがやはり収納施設であり、高床式の倉に対しそうでない構造のものであろう。それが3間あるが、やはり「空」であった。それに対し「借倉」以下が実際に収納されている施設となる。すなわち「借倉」53間と「屋」15間の計（「并」は「あわせて」と読む）69間である。このうち「借倉」の性格については「借」には「仮」という意味もあるから、本来は郡稻を収納する施設ではなかった倉を仮に使っているものであり、それは主に地方有力者の倉が使われたとみられている²¹⁾。借倉はいずれにしても本来の正倉ではない。そうした仮の収納施設を多用していることが、越前の郡稻の特徴であった。ちなみに天平2年度「尾張国正税帳」（『大日古』1-413）、同2年度「越前国正税帳」など、借倉は多くの正税帳に見える。後者では、敦賀郡で正倉15間、借倉1間、丹生郡で正倉52間（うち4間は破損）、格倉1間、倉下1間、借倉1間あるなど、借倉はごく一部であり、ほぼ同時期でありながら郡稻との差が際立っている。なお『延喜式』主税下に収載される正税帳の書式（以下、正税帳式）にも、収納施設としては正倉・倉・屋・借倉・借屋があげられている。

さて15行目以下が支出の部である。まず15行目の「元日刀祢郡司及軍毅」は、正月元日に行われる儀式に参列した人々に支給した食料である。元日、都の朝廷では大極殿にいる天皇に対し、官人や外

国使節が新年のお祝いを申し上げる元日朝賀の儀が行われた。例えば『続日本紀』天平12(740)年正月戊子朔条に「天皇御大極殿受朝賀。渤海郡使新羅学語等同亦在列(後略)」(天皇、大極殿に御(お)しまして、朝賀を受けたまふ。渤海郡使・新羅学語ら同じく亦列に在り)とある如くである。しかしここは都でなく越前である。その場合の儀式については儀制令元日国司条に定めがある。「凡元日、国司皆率僚属・郡司等、向庁朝拝。訖長官受賀。設宴者聴。〈其食、以当処官物及正倉充。所須多少、従別式。〉」(凡そ元日には、国司皆僚属・郡司等を率ゐて、庁に向ひて朝拝せよ。訖りなば長官賀受けよ。宴設くることは聴(ゆる)せ。〈其れ食には、当処の官物及び正倉を以て充てよ。須(もち)るむ所の多少は、別式に従へよ。〉)がそれで、元日には国司は同僚の属官たち(守に対しては介以下)と郡司らを率いて庁に向かつて朝拝、すなわち拝礼を行う。この庁は国府の中心建物である正殿のことで、朝廷の大極殿に相当する。しかし国司はそれに対して朝拝する側にいるから、庁の中は無人である。これは大極殿にいる天皇に向かつて拝賀するのに擬え、庁には天皇がいるつもりで行うのである。その後、国司は庁に上がり、僚属・郡司らの拝賀を受けた。

それが終わると宴が開かれた。その出所は当処の官物と正倉だが、養老令の官撰注釈書である『令義解』の同条は、官物は郡稲、正倉は正税だと解し、『令集解』によると穴記も同様である。実はそれらの法家の説が成立した頃には既に官稲混合以後なので郡稲という名の稲はない。それにもかかわらずこうした解釈をするのは、残念ながらこの部分は古記が残っていないため、大宝令文を復元できないが、恐らく条文は大宝令以来のものであるため、本来の法意を解いたのであろう。賦役令貢物条「凡諸国貢物者、皆尽当土所出。其金、銀、珠、玉、(中略)錦、罽、羅、縠、紬、綾、香薬、(中略)及諸珍異之類、皆准布為価。以官物市充(後略)」(凡そ諸国の貢物の物は、皆当土の所出を尽せ。其れ金、銀、珠、玉、(中略)錦、罽、羅、縠、紬、綾、香薬、(中略)及び諸の珍異の類は、皆布に准(なずら)へて価と為よ。官の物を以て市(か)ふて充てよ)にも「官物」が出てくる。『令集解』の古記により「以官物市充」の部分は大宝令にもあったことがわかるとともに、古記は官物を郡稲と解している。しかも「官物者皆以郡稲充也」(官物は皆郡稲を以て充つる也)としており、この解釈を大宝令全体に及ぼしている。先の『令義解』や穴記もこの影響を受けているとみてよい。

さて「郡稲帳」に戻る。「元日刀祢郡司及軍穀」の「刀祢」とはこの元日の儀式に参列した人のことであり、それが実際には郡司と軍穀というわけである。軍穀は国司の指揮下で軍団を統括する官であり、大穀・少穀の区別があった(職員令軍団条)。彼ら全部で32人に食料の稲を6束4把、塩を3合2勺、酒を1斗6升支給した。その内訳は、1人につき稲2把、塩1勺、酒5合であった。そしてその下に「丹生郡」とあるのは、それらの食料を丹生郡が負担したことを示す。丹生郡は越前国府の所在地であったから²²⁾、その郡稲や酒・塩を用いたことは自然なことである。なお稲2把から取れる米は、第2章で述べた換算法に従えば、1升ということになる。

なお他の正税帳にも、元日朝賀の支出は現れる。天平8年度「薩麻国正税帳」には「元日拝朝庭刀祢国司以下少穀以上」、同10年度「駿河国正税帳」では「元日拝朝刀祢」とあり、また『延喜式』正税帳式では「元日朝拝国司已下郡司已上」とする。これらと比較すると越前では国司が見えないことが注意される。恐らくそれは儀制令元日国司条にあるように、もう1つの財源である正倉、すなわち正税(「郡稲帳」当時の名は大税)から支出されたためであろう(『天平』)。ただ残念ながら天平2年

度「越前国正税帳」には、それに該当する記載が残っていない。

さて最後、17行目からは金光明経8巻と金光明最勝王経10巻を読誦する齋会のための費用に稲を支出したことを示すが、その分量は冒頭の「参」の下で断ち切れ、残画の一部は見えるがわからない。2種の經典のうち金光明経8巻は合部金光明経のことで、隋の開皇17(597)年に宝貴が中心となって古訳を統合して完成させたものであり、金光明最勝王経10巻は唐の長安3(703)年に義浄が訳したものである。同経には他に北涼の玄始元(412)年から10年にかけて曇無讖が訳した4巻本もある。そして、日本では神亀5(728)年12月に、これ以前に諸国にある金光明経は国によって8巻本であったり4巻本であったりと異なっていたので、新たに金光明経64帙640巻を书写し、諸国に10巻ずつ頒布した。そして経が到着したら転読し、国家の平安を祈願するように命じている(『続日本紀』12月己丑条)。この金光明経10巻が「郡稻帳」の金光明最勝王経10巻にあたり、両者は符合する。

これらの読誦は天平8年度「薩麻国正税帳」、同9年度「但馬国正税帳」「和泉監正税帳」、同10年度「淡路国正税帳」(『大日古』2-102)、同11年度「伊豆国正税帳」などの正税帳にも見え、それらによれば正月14日に行われたことがわかる²³⁾。その費用は「伊豆国正税帳」によれば、仏聖僧と読誦の僧への供養料に充てられたものである。

[断簡B・C]

両断簡は直接接続するので、まとめて説明する。Bも前欠。上述のように1行目からは、9月29日から12月30日までの90日間に支出した食料稲252束がまず計上される。日別3束8把とあるが、それに90を掛けると342束となって252束にはならない。これは「日別二束八把」の誤りである。割書は大字でない。大字であるなら書き誤りはないであろう。2行目にあるように、この稲は大野郡が負担した。なおこの項目の性格については、断簡Cの所で再度論じる。

3行目からは検舶使である従六位上弟國若麻呂への食料支給である。検舶使というのは他に見えないが、船舶勘検にあたる使者であろう。当時越前にそうした使者がいた理由として、対新羅情勢の緊迫化が想定できるかもしれない²⁴⁾。天平4(732)年8月、東海・東山道、山陰道、西海道をそれぞれ管轄する節度使を置くとともに、東海・東山道と山陰道諸国に対し、兵器や牛馬を他処に売ったり、国境外に出したりしてはならないなどの禁令を出し、また節度使には諸国の軍団の幕や釜、兵器の整備、100石以上搭載の船の築造などを命じた(『続日本紀』8月丁亥・壬辰条)²⁵⁾。これは新羅に対して軍事的に備える政策とみられる。ここに越前の属する北陸道は見えないが、日本海に面する同国も緊張の度合いを高めたことであろう。そうした中で弟國若麻呂を長とし、従者3人からなる検舶使が派遣された。赴いた先は敦賀津であろう。そうすると敦賀・丹生の順に書かれた郡名は必ずしも、旅の方向を示すものではないことがわかる。各郡2日であるから、国府のある丹生郡を出発して敦賀まで行く中で、往復ともそれぞれ1日は丹生郡で、1日は敦賀郡で食料を支給されたわけである。

なお若麻呂は4尅の伝符(伝馬利用許可証)を持っていたから、4匹の伝馬を利用できた。したがって3人の従者を引き連れての旅であった。念のため確認すると、若麻呂1人には1日当たり稲4把(米に直せば2升)、塩2勺、酒1升が、他の3人にはそれぞれ稲4把、塩2勺が支給された。彼らは若麻呂に従う従者である。それで敦賀・丹生2郡をそれぞれ2日かけて通過しているのだから、各郡に

は6・7行目にあるように稲3束2把、塩1合6勺、酒2升となる。そして2郡なので総計は2倍となり、稲6束4把、塩3合2勺、酒4升となる。これは4行目の数字と合致する。他の所もそうだが、郡名の後の「各経〇箇日」を、全量だと見誤らないように気をつける必要がある。

ところで伝使への食料支給については次の規定がある。即ち厩牧令乗伝馬条「凡そ官人乗伝馬出使者、所至之处、皆用官物、准位供給。(後略)」(凡そ官人、伝馬に乗りて使に出でたらば、至らむ所の処は、皆官物を用て、位に准へて供給せよ)により、伝馬を乗り継ぐ郡家で食料支給を受けることができた。「郡稲帳」に経過した郡名を記すのは、まさにそれを示すものである。そしてその際、上記のように稲4把(米に直せば2升)、塩2勺、酒1升と、稲4把、塩2勺というように、使者と従者の間には差がある。これは他の使者の場合も同様である。

次に8行目から断簡Cの3行目にかけては、能登国史生として赴任する大市首國勝が越前国内を通過した際に支給した食料である。彼も3人分の伝符を持っていた。それについては第4章で見た。国司の赴任については『続日本紀』神亀3(726)年8月乙亥(30)条に、新任国司が任国に赴任する際に伝符を支給する国々、食料のみを支給する国々、そして食も馬も支給しない国々を、都からの距離によって定める太政官処分が出されたことが見える。それによると北陸道では越前は食のみの支給であり、能登以北は伝符を給わることとなった。伝符を与えられれば伝馬に乗れるし、郡家で食料も支給された。國勝はまさにこの制に従ったわけである。

國勝一行は敦賀以北6郡で各1日分の食料(Cの3行目にあるように、3人合計で稲1束2把、塩6勺、酒1升)を支給され、6郡でその総計は稲7束2把、塩3合6勺、酒6升となり、B9行目からC1行目の数字と合致する。3人(主1名、従2名)宛ての食料量は、検舶使と同量である。

4行目からは国司の第4等官である大目に新たに任じられた従七位上勳十二等という位階・勲位を有する中臣高良比連新羅に対する、11月10日から12月30日までの51日間の稲の支給である。総計は稲86束7把で、1日については1束7把であるが、これは上の能登国史生と比べ少ないし、塩と酒がない。何故か。後者はいわば旅費扱いであるが、前者はそうでないからである。そもそも国司には職分田(後には職田)が与えられた(田令在外諸司職分田条)。当時の越前国が大国と上国の中間に位置したことは第3章で述べた。大国では、守には2町6段、介は2町2段、掾は1町6段、目は1町2段の職分田が、上国では守には2町2段、介は2町、掾は1町6段、目は1町2段の職分田が、給与の1種として与えられることになっていた。しかし11月に赴任してきた新羅の場合、既に天平4年の収穫は終わっており、それは前任者の収入になったはずである。そこで救済策として、それとは別に食料稲が支給されたというわけである²⁶⁾。

そのことは田令外官新至条「凡そ外官新至任者、比及秋収、依式給粮」(凡そ外官新に任に至らば、秋収(と)るに及ぶ比(ころ)ほひまでに、式に依りて粮給へ)からうかがえる。国司は外官なので、この規定が適用され、職分田の収穫が得られるまでは、食料が支給されることになっていた。そしてまた田令在外諸司条「凡そ在外の諸司職分田、交代以前種者、入前人。若前人自耕未種、後人酬其功直。(後略)」(凡そ在外の諸司の職分田は、交代の以前に種(う)ゑたらば、前の人に入れよ。若し前の人自ら耕して種ゑずは、後の人其の功直酬(むく)いよ)により、国司の職分田は国司交替がある以前に種えていれば、収穫は前任者のものとなり、耕したがまだ種えていなければ、後任者のものと

なるが、耕すのに要した労力分の代価は前任者に支払わねばならなかった。こうした規定を考えると、新任大目の着任は11月であったから、既に収穫は終わっており、収穫物は前任者の収入になったから、来年の収穫までの食料が新任者に与えられたはずである。ここの項目はそれを示すものである。そしてそれを6行目にあるように大野郡が負担した。

ちなみに彼は神亀3(726)年8月乙亥(30)条の規定にしたがって、伝符はもらえず食料のみを支給されたはずなので、馬に乗ったならばそれは自分で調達したものであったが、各郡家で食は受けられた。それは伝使ではないが、それに準じるものであったとすることができる。天平10年度「周防国正税帳」には「船伝使」なども見え、伝馬を使用しない「伝使」がいた。それらが伝使に準じる使者である。

ところでそうすると、これと同じく先の断簡Bの1・2行目も9月29日から12月30日までの食料支給であったので、同じく新任国司に対するものである可能性が出てくる。酒がない点も共通する。そして1日当たりの稲の量は、大目が1束7把なのに対し、2束8把と多い。したがって大目よりも上位の掾以上となるが、これについては井上辰雄氏の考察がある²⁷⁾。すなわち先の職分田の面積は、全て上田を支給されたものとする、上田では1町につき500束の収穫があることになっているので(『延喜式』主税上)、大国の守は1300束、大国の介と上国の守は1100束、上国の介は1000束、大国・上国の掾は800束、そして大国・上国の目は600束となる。それを1日あたりに換算すると、それぞれ3束6把～7把、2束9把～3束、2束7把～8把、2束2把～3把、そして1束7把となり、上で大目が1束7把であったことと符合する。そして今問題にしている2束8把というのは、上国の介に相当する、というわけである。残念ながら、この年に越前介が任命されたという記事は『続日本紀』に残っていない。しかし官位令によれば、大国の介は正六位下、上国の介なら従六位上相当なので、五位以上しか記事に採録しない『続日本紀』にないのは当然である。また文書に見える国司名を探すと、天平3年は大蔵石村が介を勤め、次は同10年に大伴首名が任命されているので、この間に交替したことがわかる(『資料編』の「越前国国司表」参照)。したがって天平4年に新任があった可能性は否定できない。こうして、断簡B冒頭は、新任の介への食料支給を示すものと考えられよう。

次いで7・8行目は太政官符を持ってきた使者計10名への食料である。彼らは若狭から来た。「太政官通送符」とあるが、通送とは順次送っていくことである。すなわち若狭から越前へ、越前から能登へと、同じ使者が持って行くのではなく、国ごとに交代して運んでいくというものである。若狭から来たのは、太政官符が北陸道を送られてきたことを示す。そして全部で10道(通)を10人で運んだのだから、1通出されるごとに通送されたことがわかる。したがって欠失している後続部分に、その内訳が書かれていた可能性もあろう。そのうち5通は「留当国符」すなわち越前国府に留められたのだから越前国宛の太政官符で、他の5通は能登国に通送されたのである。それらは能登国宛か、その先の国宛か、北陸道全体に関わるものであった。残念ながら後欠のため食料支給量はわからない。

[断簡D]

これも前欠。1行目は何らかの使者への食料支給の総計の末尾と1人分の分量を書いた部分である。紙の切断のため文字の右半分が欠けているが、残画から「肆勺」がわずかに読め、その下の割書部分

の左行「把 塩二勺」のみが見える。「肆勺」や割書から、ここでは酒が支給されていないことがわかる。そのことは2～6行目の内訳からも明らかである。2行目から始まる事項では、敦賀・丹生2郡を44人が各1日で通過した。そして稲17束6把、塩8合8勺が支給されているが、ここも断簡B・Cと同じく44人の1日分の食料として支出された分である。塩を見ると、1人1日につき2勺だから、44人で8合8勺になるわけである。そうすると稲は17束6把÷44人という計算で、1人1日4把となり、稲・塩とも断簡B5行目やC1行目の割書中の従者と同量である。したがって1行目の割書部分は、「人別稲四／把塩二勺」と復元できよう。そして両郡通過には上記の分量の2倍で合計、稲35束2把、塩1升7合6勺支給されたことになる。

但し44人が一緒に行くというようなことは考えがたいので、1人あるいは数人ずつが、敦賀・丹生郡を1日ずつで通過した、その総計が44人であったと考える方が妥当ではなかろうか。断簡BやCでの従者と同じ支給量だから、いわば格下の人たちばかりであり、そのことから一挙に44人が動いたとは考えられないであろう。また通過と言ったが、要はいずれかの郡でそれぞれ1日分の食料の支給を受けたという意味であって、実際に1日で通過したかどうかは、また別問題であろう。

次いで5行目からは、足羽・坂井・江沼・加賀の4郡が通過する6人に対し、それぞれ1日分として稲2束4把、塩1合2勺を使ったことを意味する。上で復元した人別支給量を6倍すれば、この数字になる。したがって4郡全体では、稲9束6把、塩4合8勺支出した。ここも上で述べたことと同様に、6人は別々に丹生・足羽以下4郡のどこかをそれぞれ1日で通過し、食料を支給されたという状況が想定できよう。

こうして両者を総計すると稲44束8把、塩2升2合4勺となる。そうすると1行目及びその前の欠失部分は、他の箇所を参考にすると、「食料稲肆拾肆束捌把 塩貳升貳合肆勺〈人別稲四／把 塩二勺〉」と復元できる²⁸⁾。

7行目「領催調庸掾従六位上勳九等坂合部宿祢葛木」は前述のように、調庸を整えるために部内を巡行する国司への食料支給を書いた部分の冒頭部である。国司第3等官の掾の地位にあった坂合部宿祢は、天平神護2(766)年10月21日「越前国司解」(『大日古』5-554)の中に天平3(731)年7月26日のこととして、「掾正七位上坂合宿祢葛木麻呂」として見える人物である。したがって欠失する次行は「麻呂」から始まるはずである。

[断簡E]

これも前欠で、冒頭は食料支給の内訳部分から始まる。すなわち2人には1日につき稲4把、塩2勺、酒はそのうちの1人には1升、もう1人には8合、そして3人にはそれぞれ稲3把、塩1勺5撮で酒は付かない。ここにはこれまで見たものより細かい身分差が現れている。彼らは2行目以下で、敦賀・大野2郡を各3日で経過し、郡毎に稲5束1把、塩2合5勺5撮、酒5升4合を支給された。前に述べたように、その量は2郡それぞれのものだから、総計としては2倍しなければならない。

4行目からの丹生・足羽・坂井・江沼4郡を、それぞれ5日で経過したというのも同様である。各郡で5日の間に、稲8束5把、塩4合2勺5撮、そして酒9升が支給された。次いで6行目からの加賀郡を4日で過ぎて、稲6束8把、塩3合4勺、酒7升2合が支給された。

こうして各郡を通過するのに、3日から5日ずつかかっていることになる。けっこう時間を取っていることからすれば、国司が管轄内の諸郡を回って職務を行う、いわゆる部内巡行であろうか。例えば越中守であった大伴家持は、春の出挙のために越中国内諸郡を巡り、各地で歌を詠んでいるところである（『万葉集』巻17-4021~4029）。

7行目までを総計すると、稲51束、塩2升5合5勺、酒5斗4升となる。したがって1行目より前には、「食料稲五拾壹束 塩貳升伍合伍勺 酒伍斗肆升」とあったはずである²⁹⁾。

なおここで注意しておきたいのが、郡名列挙部分である。よく見ると、郡名の順は全て第2章で見た順序規定どおりであるから、それは必ずしも旅のルートを表すものとみるのは適当ではないと考える。すなわち使者たちが諸郡を通過するのに、各郡にかかる日数が異なってくる。その日数によって分類して郡を並べる時に、順序規定に則って書いただけであり、必ずしもその通りの順で動いたとは限らないとみるわけである。それは2行目に「敦賀大野郡」とあることからわかる。両郡は地理的に隣接していないので、敦賀郡から大野郡へと進むことはありえないのである。このことは、「郡稻帳」全体に適應されることであろう。

8行目からは、出羽国から都へ進上される馬（「御馬」）5匹が、9日かかって越前国内を通過するに際して支給した秣（まぐさ）用に消費した稲が、1匹1日つき2束なので全部で90束であったことを示す。ただし稲を食べさせたのではなく、それで秣を調達したということであろう。それは江沼郡の負担するところとなった。

10行目からは京へ向かう越前の相撲人3人への食料支給である。彼らが恐らく国府のある丹生郡を出発し国内を2日間で過ぎるのにあたって、稲2束4把、塩1合2勺、酒6升を支給された。11行目はその大半が欠失しているが、残画と上の計算からほぼ復元できる。そして延べ6人日なので、1人1日当たり稲は4把、塩は2勺、酒1升となり、これまで見た官人への支給量と同量である。したがって全く欠けている内訳部分の左行は、「把 塩二勺 酒一升」となることがわかる³⁰⁾。これらは彼らが通過した敦賀郡が負担した。なお彼らは7月7日の相撲節に参加するために上京する人たちであった³¹⁾。天平6年「隠伎国計会帳」（『大日古』1-604）によれば6月23日に「進上相撲人」が、同10年度「周防国正税帳」には、6月20日「向京伝使」として「長門国相撲人」が見える。したがって越前の相撲人の上京も6月下旬頃のことであろう。

[断簡 F]

これも前欠である。1行目に「篋子」3斛を稲60束で、すなわち1斛当たり20束で購入したことを記す。購入にあたっては足羽郡が20束、坂井郡が40束を負担した。「篋子」は『和名類聚抄』麻類によると和名は「美乃」（みの）であり、『延喜式』内膳司には供御の月料（1ヵ月分の天皇の食事）の中に7升5合が計上されている。それは「カラスムギに似た草で夏の初めに実を結ぶ。カズノコグサのこと。米と同様に食べる」ものであった³²⁾。3行目以下では糯米30斛を稲600束（1斛当たり20束）で購入し、足羽郡80束、大野郡40束、江沼郡280束、加賀郡200束ずつ負担した。糯米はモチゴメである。天平6年度「尾張国正税帳」にも、篋子2斛を40束で、糯米20斛を400束で、すなわち共に越前と同額で購入したことが見える。なおここでは篋子・糯米はその順で、荳に始まる「年料」の項目の

下に列挙されている。「年料」とは1年分という意味であり、これらは中央に進上されたものとみられる。越前の場合も同様であろう³³⁾。

6行目からは醸酒料の稲として350束を支出し、それは丹生・足羽・大野・江沼・加賀の5郡が70束ずつ負担した。これまでにしばしば出てきた使者への支給用や宴会で使用するために、国で酒を醸造したのである。天平8年度「薩麻国正税帳」には、「醸酒料稲貳伯参拾捌束 得酒壺拾柒斛」という記事があり、酒17斛を作るのに稲238束を要したから、1斛あたり14束となる。これに倣えば越前では稲350束で酒25斛を得られたことになる。

10～17行目は、錦・綾・羅という高級絹織物を作るための織機13具と、その部品である綜114条を備えていたことを示す。『和名類聚抄』織機具によれば「綜」の和名は「閉」(へ)であり、「緯糸を通す杼道(ヒミチ)を作るため経糸を上下に分割させる織機の開口具」である³⁴⁾。これらは直稲の記載がないから、新たに購入されたものではなく、以前から備えられていたものである。

そして11行目の割書の次には「料糸壺伯参拾捌斤捌両」とある。これは織機と綜の組合せ毎の糸の総量を示し、それが138斤8両に上ること、それを購入するのに要した稲が12行目にあるように3462束5把(1斤当たり25束)であったことを示す。糸はもちろん絹糸である。

13行目からは、織機とそれに付属する綜の数と用いる糸の内訳である。錦機は2具あり、綜は1具毎に28条で計56条、糸は全体で42斤、羅機は2具で、綜は1具毎に2条で計4条、糸は全体で9斤、そして綾機は9具あり、綜は1具毎に6条で計54斤、糸は全体で87斤8両である。その結果、購入した糸は全体で138斤8両となる(11行目)。購入に要した稲は、16・17行目にあるように大野郡が1800束、江沼郡が1662束5把ずつ負担した。

ところでのような高級絹織物は、かなりの技術を必要とするものであった。そのため国家は諸国にその技術を教習する方策をとった。すなわち和銅4(711)年閏6月には挑文師を諸国に派遣し、錦・綾を織ることを習わせ(『続日本紀』閏6月丁巳条)、その結果翌5年7月には伊勢・尾張以下21ヶ国で初めて綾・錦を織ることができるようになった。その中に北陸道では唯一越前が入っており(7月壬午条)、「郡稻帳」の織機記載はそれに対応するものである。挑文師は大蔵省被官の織部司に4人配属され、「挑錦綾羅等文」(錦、綾、羅等の文挑(と)らむ)ことを職掌とした人々である(職員令織部司条)。これは国家の必要とする高級織物を獲得するための措置であり、『延喜式』主計上によると、越前の出す調の中に両面10疋、九点羅2疋、一窠綾3疋、二窠綾5疋などが、そして天平4年当時はまだ越前から分立していなかった加賀の調には小鸚鵡綾2疋、薔薇綾4疋が見える。

なお断簡Aの所で引いた賦役令貢物条によれば、金銀以下、錦・羅・紬・綾などは、布に準じて価格を定めて、官物で購入することになっている。この官物は先に断簡Aの15行目に関して述べたように、『令集解』同条所引の古記や穴記によると、郡稲のこととされている。しかし購入だけでは確実に入手できるとは限らないため、挑文師派遣による織成教習を行うようになったのである。そしてそれらは諸国貢物の場合と同様に、中央に進上されたものとみられる。

次は塩で、7斗を稲35束で、すなわち塩1升を5把の価格で購入した。その稲は、敦賀・坂井・江沼・加賀の4郡が5束ずつ、そして丹生郡が15束を支出した。これら4郡はいずれも海に面しており、面していない足羽郡や大野郡がないのは、製塩との関係を考慮したためであろう。

さて、これでようやく首部が終わった。すなわち越前国全体の収支はここまでであり、22行目からは敦賀郡以下、各郡の収支決算となる。その内容はまた、欠損部の多い首部の復元手がかりとなるし、郡部にある欠損も全体記載の残る敦賀・丹生郡から推測することができる。

まず敦賀郡から見ていこう。その冒頭22行目に「天平三年定郡稲参仟捌拾陸束陸把」とあるのは、天平3年度すなわち前年度から繰越された稲3086束6把であった。4年度には23行目にあるように、そのうち1036束を出挙に出した。そしてその利稲が518束であった。「はじめに」で述べたように、国郡は春に民衆に稲を貸し付け、秋に利子付きで返還させる出挙（役所が行うから公出挙という）で稲を運用し、その利を様々な支出に充てていたのである。出挙に出した本稲と利稲の量を比較すれば、利子が5割であったことがわかる。公出挙の利子については、雑令以稲粟条に半倍（5割）とあり、養老4(720)年3月には3割とされたように（『続日本紀』3月己巳条）、何度か変遷があり、ここでは5割となっている。

さてその結果、本稲と利稲の合計が24行目の「合納」1554束である。そして25行目の残2050束6把は繰越分のうち出挙されなかった稲の量である（22行目-23行目「出挙」）。それに26行目の売却した死馬の皮1張分の代価10束を加えると、27行目の「都合」（収入合計）の3614束6把となる（24行目+25行目+26行目）わけである。

そしてそのうち726束5把を支出し（28行目の「用」）、残額は2888束1把（29行目）となる。これが天平5年度への繰越になるわけである。支出項目は書かれていないが、首部で敦賀郡の支出とされたものの総計にあたる。もっとも首部は欠失部が多いので、その全体像はわからない。

次に30行目からが酒で、全部で3斛4升8合あったところ、1斛1斗3升6合を用い、残は1斛9斗1升2合である。酒には稲のように前年度からの繰越記載がなく、かつ上の6行目に「醸酒料稲」が計上され、そのための稲が支出されているのは丹生・足羽・大野・江沼・加賀郡であって敦賀郡は見えない。それに酒の「残」は「用」よりも多いから、敦賀郡では天平4年には醸造されず、全て繰越であったということになる。最後33行目からが塩。1斗6升5合1勺あったところ、使ったのが6升5合7勺5撮で、残りが9升9合3勺5撮となる。

36行目は主に稲を収納する施設である。本来の倉である正倉は1間あるが、それは空であって、借倉1間に収納されていた。酒や塩も収納されていたかもしれないが、あったとしてもごくわずかである。正倉に納めなかったことについては、管理の厳重な正倉利用の煩雑さが嫌われ、実際に郡稲運用に関与した郡司層の有する倉が借倉として使われるようになったのではないかとみられている³⁵⁾。

最後に37行目に敦賀郡司の署が加えられる。少領は大領に次ぐ郡司の次官。それが外従八位上勳十二等角鹿直綱手であったが、綱手にカギ括弧が付いているのは、それが自署であったことを示す。すなわち文書作成者が「角鹿直」まで書き、綱手が決済の意味で自分の名を書き加えたというわけである。もう1人は第4等官の主帳である无位螺江比良夫だが、やはり比良夫は自署である。ただし『資料編』に従って自署としたが、本当に自署であったかという点、疑わしい点がある。確かにその部分で墨継ぎをしており、自署風ではあるが、「比良夫」の「良」は後ろに出てくる江沼郡大領「江沼臣武良士」の「良」とよく似ている。自署に似せて書いている可能性もあろう。以下の自署とした所も皆同じである。无位（無位）は仕官しているがまだ位階を与えられていない状態であることを示す。

2人とも天平2年度「越前国正税帳」に同じ位階・勲位で見えるが、綱手は木簡にも登場する。それは平城京左京三条二坊にあった長屋王の邸宅跡で約35000点も出土した、長屋王家木簡と呼ばれる木簡群の中の1点で、次のように書かれていた。

江祥里 戸主角鹿直綱手
 戸口海直宿奈□□調三斗
 [万呂カ] 長さ209^ミ、幅31^ミ、厚さ5^ミ

上部の左右に切込があり下端を尖らせたこの木簡は、税目の1つである調として出した物の荷札である。江祥里は『和名類聚抄』に敦賀郡与祥郷として見えるところで、敦賀市余座辺りに比定される里である。その戸主に角鹿直綱手がおり、その戸口であった海直宿奈万呂が調の貢進者であった。税物が何かは書かれていないが、3斗という量や他の敦賀郡木簡から、塩であると推測できる³⁶⁾。前者については賦役令調絹繩条に、正丁1人当たりの調の塩の負担量は3斗と規定されているところである。なお長屋王家木簡の時期は、年紀のある木簡から和銅3(710)年～霊龜3(=養老元、717)年であったと考えられている。

この木簡によって、「郡稲帳」「正税帳」に少領として見える角鹿直綱手は、20年ほど前に敦賀郡江祥里の戸主であったことがわかった。恐らく少領になってからもそうであったろう。角鹿は敦賀の古い表記である。郡司には当該地域の伝統的豪族の人になるものであったが、綱手は地名を氏の名とする、まさに角鹿の伝統的豪族の一員として、敦賀郡の少領になったのである。

さて38行目からは丹生郡の部に入るが、敦賀郡を読んだ今、それに倣えば内容はわかりやすい。違うところを中心に解説しよう。まず冒頭に天平3年度からの繰越1294束5把4分があり、その全部が出挙された。しかしその全ては回収されなかった。何故なら借りた人が負債のあるまま死亡したからで、その分の60束は免除された(債稲身死人免稲)。その結果、本稲1234束5把4分が回収の対象となり、それに5割の利子分617束2把7分を加え(40行目)、1851束8把1分が得られた(41行目)。それに加賀郡から特に2000束が移送された(42行目)。「従加賀郡移」は「加賀郡より移す」と読む。さらに死馬の皮3張を、1張当たり10束で売却した代価の30束も収入となった(43行目)。その結果、丹生郡の総収入(「都合」)は44行目にあるように3881束8把1分であった。次に支出の合計は45行目の2437束7把で、差引き残額は1444束1把1分となる(46行目)。

それ以外に酒は47行目以降にあるように全部で5斛3斗1升8合、そのうち天平4年に醸造されたのが5斛、前年度からの繰越(「古」)が3斗1升8合であった。それを2斛5斗5升6合消費(うち液体部分が1斛5斗5升6合、滓が1斛)、残りが2斛7斗6升2合である。なお新たに醸造された分については、断簡F6行目からの首部の「醸酒料稲」の内訳に加賀郡70束が計上されており、それによるものである。したがって1斛あたり14束を要している。50行目からの塩は3斗7升6合9勺あるところ、2斗7升8合9尺用い、9升8合残った。そして収納施設は借倉1間であり、ここには正倉はなかった。

最後に郡司として「大領外従伍位下勳十二等佐味君浪麻呂」の自署がある。彼の名は天平2年度「越前国正税帳」には少領外正八位下勳十二等として見える。したがって1年の間に少領から大領へ、外正八位下から外従伍位下へと大幅に昇叙したことがわかる。

55行目からは足羽郡の部となる。天平3年度からの繰越稲は15590束3把8分。そのうち7360束を出挙したが、150束は死者分として免除され（56行目）、差引き本稲7210束と利稲3605束が回収され（57行目）、その合計は10815束となる（58行目）。一方出挙の残は8230束3把8分で（59行目）である。残念ながら断簡Fはここで切れている。その続きは敦賀郡や丹生郡の記載項目から推測できる部分もあるが、とりあえずここまでにしておく。

[断簡 G]

この断簡が大野郡のものであることは前述した。冒頭は「用」と「残」の記載で、酒・塩の項が続くから、これらは稲である。これまで見たことに倣えば、1行目は天平4年の消費量3705束2把8分、2行目はその残666束2把9分であることは明らかである。したがってその前行には両者を合計し、「都合肆仟参伯柒拾壹束伍把柒分」（4371束5把7分）とあったはずである。これより前もさらに復元できる所があるが、それは後述する。

ついで3行目からは酒で、全部で5斛7斗6升1合（うち古酒が7斗6升1合、天平4年に醸造したのが5斛）で、そのうち1斛7斗5升4合を使い（液体部分が7斗5升4合、滓が1斛）、残量が4斛7合である。そして6行目からの塩は8升1合7勺5撮あったところ、3升9合7勺5撮を消費し、4升2合残った。

これらを収納する正倉は2間あったが、いずれも空で、借倉1間に納められていた。この次には郡司の署名があるはずだが欠失している。

[断簡 H]

これも前欠だが、前述したように途中から江沼郡の部となるから、冒頭は坂井郡である。

1行目は出挙に出して回収された本稲3778束とその利稲1889束で、両者の合計が2行目での5667束である。そして次の「残」はこれまで見てきた郡を参照すれば、天平4年度の繰越中、出挙に出されなかった残額で、それが12660束6把であった。これから出挙に出した量も復元できそうであるが、「債稲身死人免稲」の存否がわからないので、残念ながらわからない。これに死馬の皮1張の売却代価10束を加えた全収入が、5行目の「都合」18337束6把となる。そのうち839束を使用し、残額は17498束6把である。収入に対し支出は随分少ない。

8行目からは酒で、2斛9斗1升2合あったところ、1斛3斗5升2合を用い、1斛5斗6升が残った。11行目の塩は、1斗6升1合8勺あるところ、7升2合を使い、8升9合8勺が残である。

そして14行目以降、これらを収納する正倉は2間あるが、これらは空で、実際は借倉20間、借屋1間の計21間に収められた。最後に郡司の署名がある。このうち海直大食は「越前国正税帳」に同じく少領で同位階・同勲位で見える。一方の主政の品遅部廣耳は見えないが、彼は天平宝字元（757）年8月に、坂井郡大領外正六位上になっており、東大寺に墾田100町を寄進することになる人物である³⁷⁾。

17行目からは江沼郡の部となる。まず天平3年度からの繰越稲が7296束で、4年にそのうち6246束を出挙し、「債稲身死人」がいなかったため、それに対する利稲は3123束となり、本利合わせて9369

束が出挙収入となった(19行目)。これに出挙の残1050束(20行目)があり、さらに死馬の皮1張の売却代価10束(21行目)が加わった。もし不用馬の売却があれば死馬皮の前に書かれるはずだから、それはない。したがって江沼郡の総収入は、19~21行目の合計10429束と復元できる。つまり22行目には「都合稲壺萬肆伯貳拾玖束」とあったはずである。

[断簡 I]

断簡 I は後半部に加賀郡の項があるので、冒頭部は江沼郡である。但し断簡 H との間には、数行の欠落がある。残存部の冒頭は酒の項で、この前に酒の全体量があったはずである。1行目はその消費量2斛6斗7升2合(うち液体が1斛6斗7升2合、滓が1斛)であり、次の残2斛5斗1升4合と合わせると、1行目の前には「酒伍斛壺斗捌升陸合」があったと復元できる。さらにその新旧の別もわかるが、それは後述する。3行目からは塩で、1斗7升1合9勺あったところ、8升6合使い、残りは8升5合9勺であった。

次は収納施設で正倉は2間あるが、そのうち1間は空で1間に全て入っていた。7行目は郡司で、長官である大領の地位にある正八位下勲十二等の江沼臣武良士が署を加えている。江沼臣という氏姓からわかるように、当地の伝統的豪族であった。「正税帳」には主政・主帳として江沼臣大海と江沼臣入鹿の名が見えるが、武良士は他に所見がない。

そして8行目からが最後の加賀郡である。まず稲の収支で、天平3年度からの繰越が30708束2把9分、そのうち12101束8分を出挙したが、「債稲身死人免稲」が320束あり、回収した本稲が11781束8分、それに対する利稲が5890束5把4分で、計17671束6把2分となり(12行目)、それに出挙残が18607束2把1分ある(13行目)。ここでは死馬皮などはないので、12行目と13行目を加えると「都合」36278束8把3分となる(14行目)。この中から丹生郡に2000束を移送したので、それを引くと「定」34278束8把3分(16行目)となる。その中から1035束1把を用い、残額は33243束7把3分となる(18行目)。総量に比して消費量はきわめて少ない。

19行目からの酒は、5斛7斗9升2合(うち古酒が7斗9升2合、新醸造が5斛)あるうち、2斛4斗3升6合(うち液体は1斛4斗3升6合、滓が1斛)を用い、3斛3斗5升6合が残った。22行目からは塩で、1斗7升9合9勺あったところ、7升2合5勺5撮を用いた。したがって次行には「残壺斗柒合参勺伍撮」(1斗7合3勺5撮)と書かれていたことになる。

以上、各断簡を読んできた。文中で述べたように、これ以外に復元できる部分があるので、それについては次章で検討する。

6. さらなる復元

さて、これまで読んできた収支の結果を表にすると、次の表1・2のようになる。表中で*を付けた数字が復元部分なので、そこを中心に見ていく。

まず首部の断簡 A 4行目の「都合稲」だが、これが国全体の収入である。これに対し各郡を見ていくと、表1のj欄の如くだが、このうち*の付く大野郡は断簡 G の所で述べた如く4371束5把7分と復元でき、江沼郡も断簡 H で示したように10429束と復元できる。したがって残る足羽郡は、差引

表1 郡稲の収支

	郡稲 (単位: 束)												
	a 繰越	b 出挙量	c 死人分	d 定納 (b-i-c)	e 本利合計	f 出挙残 (a-b)	g 他収入	h 不用馬	i 死馬皮	j 都合 (e+i)	k 他支出	l 雑用	m 残
国全体				*34160	*51240	42598.79		50(1匹)	80(8張)	93968.79		15115.58	78853.21
敦賀郡	3086.6	1036	—	—	1554	2050.6	—	—	10(1張)	3614.6	—	726.5	2888.1
丹生郡	1294.54	1294.54	60	1234.54	1851.81	—	2000	—	30(3張)	3881.81	—	2437.7	1444.11
足羽郡	15590.38	7360	150	7210	10815	8230.38	—	*—	*10(1張)	*19055.38	—		
大野郡				*2874.38	*4311.57		—	*50(1匹)	*10(1張)	*4371.57	—	3705.28	666.29
坂井郡				3778	5667	12660.6	—	—	10(1張)	18337.6	—	839	17498.6
江沼郡	7296	6246	—		9369	1050	—	—	10(1張)	*10429	—		
加賀郡	30708.29	12101.08	320	11781.8	17671.62	18607.21	—	—	—	36278.83	2000	1035.1	33243.73

表2 酒・塩の収支と収納施設

	酒 (単位: 升)				塩 (単位: 升)			収納施設 (単位: 間)
	a 総量	b 新古の別	c 用(升)	d 残(升)	e 総量	f 用	g 残	h 正倉・借屋など
国全体	3363.2		1424.2	1939	130.835	67.845	62.99	正倉5・屋3・借倉53・借屋15
敦賀郡	304.8		113.6	191.2	16.51	6.575	9.935	正倉1・借倉1
丹生郡	531.8	新500、古31.8	255.6	276.2	37.69	27.89	9.8	借倉1
足羽郡	*561.5	*新500、古61.5	*233.6	*327.9	*17.1	*6.35	*10.75	
大野郡	576.1	新500、古76.1	175.4	400.7	8.175	3.975	4.2	正倉2・借屋1
坂井郡	291.2		135.2	156	16.18	7.2	8.98	正倉2・借倉20・借屋1
江沼郡	*518.6	*新500、古18.6	267.2	251.4	17.19	8.6	8.59	正倉2
加賀郡	579.2	新500、古79.2	243.6	335.6	17.99	7.255	*10.735	

することで19055束3把8分とわかる。そこで足羽郡の収入内訳、断簡Fの出挙収入(58行目)と出挙残(59行目)を足すと19045束3把8分となり、全収入との差は10束となる。これは死馬皮1張分の代価に相当するから、足羽郡の死馬皮の項も復元できることになる。すなわち60行目は「死馬皮壹張直稲壹拾束」、61行目は「都合稲壹萬玖仟伍拾伍束參把捌分」となる³⁸⁾。

これでさらに進める。すなわちi欄のように死馬皮の売却収入は、首部の断簡A3行目から国全体で8張(張別10束)を売ったことがわかる。そして各郡の部を見ていくと、敦賀郡1張・丹生郡3張・坂井郡1張・江沼郡1張の記載があり、加賀郡にはない。それに今復元した足羽郡1張を加えると、残りは大野郡1張ということになる。

ところで、h欄の不用馬の売却代価を見ると、首部の断簡A2行目から国全体でそれが1匹50束であったことがわかる。そして不用馬は死馬皮の前に書かれるから、各郡の部を見ていくと、敦賀・丹生郡(断簡F)、坂井・江沼郡(断簡H)、加賀郡(断簡I)にはない。したがって残る足羽・大野郡のいずれかだが、足羽郡の収支は上で見たように、全収入とそれ以外の差は死馬皮代で埋まってしまうので、そこには不用馬はなかった。したがって1匹は大野郡のものであったことが判明する。こ

うして断簡 G の大野郡では前欠部分に「不用馬壺匹直稻伍拾束」「死馬皮壺張直稻壺拾束」、そして前章 [断簡 G] で述べた「都合肆仟参伯柒拾壺束伍把柒分」の 3 行が復元できた。さらにこのうちの「都合」から前 2 者を引いた額が、出挙収入になる。それは 4311 束 5 把 7 分であり、かつそれは本稲と利稲とからなっていた。したがって他郡の記載に倣えば、先の「不用馬…」の前に「定納本式仟捌伯柒拾肆束参把捌分〈利一千四百三十七束一把九分〉」(本 2874 束 3 把 8 分、利 1437 束 1 把 9 分)と、それに続く本利合計の「合納肆仟参伯壹拾壺束伍把柒分」(4311 束 5 把 7 分)の 2 行が復元できる。

次に e 欄に移る。各郡の出挙稲の本利合計(坂井郡の「合定納」以外は「合納」とする)だが、これは欠失しているながら今復元できた大野郡の結果を踏まえれば、国全体で 51240 束となる。そして断簡 A 1 行目の「遺」は、この「合納」に相当する。したがってその前には、回収できた出挙の本稲・利稲記載があったはずである。利子は 5 割だったので、本稲は 34160 束、利稲は 17080 束となる。こうして見てくると、断簡 A の前欠部分には、「定納参萬肆仟壺伯陸拾束〈利一万七千八十束〉」「合納伍萬壺千式伯肆拾束」の 2 行があったことが推測できる。

次は表 2 の酒を見る。その項目は多くの郡で残っており、江沼郡の全量が欠けているが、[断簡 I] の所で述べたように、「用」と「残」の総計として、前欠部分に「酒伍斛壺斗捌升陸合」(5 斛 1 斗 8 升 6 合)が復元できる。そうすると首部で、国全体の量がわかっている(断簡 A 7～9 行目、a 欄)、差し引けば残りの欠損部である足羽郡の総量 5 斛 6 斗 1 升 5 合がわかり、使用した分(c 欄)も同郡以外はわかっている(同じく国全体の総量から各郡の使用量を引けば、そこでは 2 斛 3 斗 3 升 6 合使われたことがわかる)。したがって断簡 F の後欠部分には、「酒伍斛陸斗壺升伍合」「用式斛参斗参升陸合」「残参斛式斗柒升玖合」の 3 行が復元できる。

ところで、首部の断簡 F 6 行目には「醸酒料稲」350 束が計上され、それは丹生・足羽・大野・江沼・加賀の 5 郡に 70 束ずつだった。これらが各郡の酒の項に見える「当年醸」と「古」のうちの前者に相当する。それが見えるのは丹生・大野・加賀郡だが、それらはいずれも前の 5 郡に含まれ、かつどれも「当年醸」は 5 斛である。したがって残りの足羽・江沼郡も同じく「当年醸五斛」とあったはずであり、上で復元した足羽郡と江沼郡の総量に割注として付いていたことになる。そして総量から「当年醸」を引けば、「古」になるから、江沼郡は「酒伍斛壺斗捌升陸合〈当年醸五斛／古一斗八升六合〉」、足羽郡は「酒伍斛陸斗壺升伍合〈当年醸五斛／古六斗一升五合〉」とあったと考えられる。

また滓であるが、首部の断簡 A 7・8 行目によれば、総量の内訳に 5 斛があり、「用」にも同量があるから、全量使われたことがわかる。そして各郡部を見ていくと「当年醸」のある丹生・大野・江沼・加賀郡にそれぞれ滓 1 斛がある。したがって残り 1 斛は、足羽郡であるとわかる。醸造の中で酒滓ができるのは当然である。したがって足羽郡の「用式斛参斗参升陸合」に「汁一斛三斗三升陸合／滓一斛」との割注が付いていたことになる。

次に塩は、国全体の記載も郡毎の記載も足羽郡以外は残っているので、同郡の塩は容易に復元できる。すなわち「塩壺斗柒升壹合」「用陸升参合伍勺」「残壺斗柒合伍勺」と、酒の項に続いて書かれていたはずである。なお加賀郡の塩の残も欠けているが、断簡 I の所で述べたように「残壺斗柒合参勺伍撮」(1 斗 7 合 3 勺 5 撮)とわかる。

最後に収納施設を見ると、国全体の数と足羽・加賀郡以外はわかり、差し引きすると両郡に屋 3

間・借倉31間・借屋13間あることになるが、これ以上のことはわからない。なお正倉は首部の総計では5間だが、4郡に分かれたそれらを足すと7間になってしまい、計算が合わない。

おわりに

以上、天平4年度「越前国郡稲帳」を読んできた。但し単に字面を読んできただけで、そこから何を読み取るのかという肝腎のことには触れなかった。例えば、郡稲は専ら出挙でその増加を図ったこと、地方で消費されるもの以外に、篋子や錦・羅・綾など、中央に貢進されるもののためにも使われたことなどの特徴を指摘できるほか、郡によりその多寡に大きな差があること、すなわち偏在性が著しいこと、消費される量も郡による違いが大きいこと、正倉ではなく借倉・借屋が収納の主体となっていたことなど、多くの問題が潜んでいる。それらについては、既に注で引いたような多くの論者が触れているところであるが、発表されてからかなりの年数の経った研究も多い。もう一度原点に戻って考える必要もあろうが、本稿はとりあえず、そのための手がかりを提供して擱筆することにする。

注

- 1) 訓読は『続日本紀一～五』（新日本古典文学大系 岩波書店）による。また後に出てくる養老令は『律令』（日本思想大系 岩波書店）、『延喜式』は虎尾俊哉編『延喜式 上・中・下』（訳注日本史料 集英社）にしたがった。
- 2) 宮原武夫「田租制の成立」『日本古代の国家と農民』（法政大学出版局 1973年）、浅香山木「越前国正税帳・郡稲帳論」『古代地域史の研究』（法政大学出版局 1978年）、米田雄介「郡稲の成立とその意義」『法政史学』30（1978年）、藺田香融①「隠岐国正税帳をめぐる諸問題」『日本古代財政史の研究』（塙書房 1981年）、同②「郡稲の起源」岸俊男教授退官記念会編『日本政治社会史研究 中』（塙書房 1984年）、水野柳太郎「郡稲」『日本古代の食封と出挙』（吉川弘文館 2002年）など参照。
- 3) 越前のものを含め、諸国の関係史料は東京大学史料編纂所編『大日本古文書（編年文書）』に収載されている。但しそこでは天平6年以前の時期のものも文書名を正税帳とするが、実際はその時期は大税帳であった。
- 4) 写真版は宮内庁正倉院事務所編『正倉院古文書影印集成二』（八木書店 1990年）に、そして裏文書の写真は『同三』（1989年）に収載されている。裏文書の文書名などについては同書及び『資料編』参照。
- 5) 『資料編』と『大日古』は「酒壺升」とする。この行、字はほとんど欠けており、わずかに残る残画から判断されたが、藺田香融前掲注2)②論文に指摘するように、「陸升」である。
- 6) 『天平』は「四十束／充一斛」とするが、誤りである。
- 7) 『資料編』と『大日古』は彼の位階を「外従・位下」とし「・」の右傍に「七脱カ」とし、『天平』も同趣旨の頭注を付ける。しかしここは「外従伍位下」と明確に書かれている。
- 8) 『大日古』は「隠伎国正税帳」とするが、郡稲帳とみられている。
- 9) 以上の情報は、注4)前掲『正倉院古文書影印集成二』解説による。
- 10) 後に加賀になる最後の2郡については『続日本紀』宝亀9年4月丙午条に「越前国江沼・加賀二郡」というようにこの順序で見える。2郡の順は『延喜式』神名下・民部上でも同様である。
- 11) 桑原祐子「文字の形と語の識別」『正倉院文書の国語学的研究』（思文閣出版 2006年）。
- 12) 松本順正「正倉院宝物より見た奈良時代の度量衡」『正倉院よもやま話』（学生社 1989年）法政大学延喜式研究会「延喜雑式の研究」中の「五 米俵条」（荒井秀規氏執筆）（『延喜式研究』7 1992年）、榎英一「律令制下の枿」『日本史研究』388(1994年)。
- 13) 松本順正注12)前掲論文。

- 14) 井上辰雄「越前国郡稲帳をめぐる諸問題」『日本古代史論叢』（遠藤元男博士還暦記念日本古代史論叢刊行会 1970年）。
- 15) 山里純一「天平期正税帳総説」『天平』。
- 16) 早川庄八「正税帳覚書」『日本古代の文書と典籍』（吉川弘文館 1997年）。
- 17) 岸俊男「籍帳備考」『宮都と木簡』（吉川弘文館 1977年）。
- 18) 同じく公式令給駅伝馬には続けて「親王及び一位、駅鈴十剋、伝符卅剋。三位以上、駅鈴八剋、伝符廿剋。（中略）初位以下、駅鈴二剋、伝符三剋」（親王及び一位に、駅鈴十剋、伝符卅剋。三位以上に、駅鈴八剋、伝符廿剋。（中略）初位以下に、駅鈴二剋、伝符三剋）のように位階によって支給される駅馬・伝馬の数を規定するが、大市首國勝は少初位上なので、伝符は3剋ということになり、本文で述べた数字と符合する。
- 19) 藪田香融注2) ②前掲論文もこのように復元しており、『資料編』はその見解を採用したものである。但し『天平』は首部を断簡A・E・D・B・C・Fとする。その復元案については同書所収の永井肇氏による「郡稲帳」解説参照。
- 20) 復元については注2) にあげた諸論文のほか、榎英一「正税帳国司巡行記事の復元をめぐる」『続日本紀研究』171（1974年）、岡田登「天平四年越前国郡稲帳の復元案をめぐる」『皇學館大學史料編纂所報』77（1985年）など参照。
- 21) 舟尾好正「天平期越前に関する一考察」『ヒストリア』55（1970年）、同「『続日本紀』和銅六年三月壬午条の意義」続日本紀研究会編『続日本紀の時代』（塙書房 1994年）。
- 22) 『和名類聚抄』。館野和己「古代越前国と愛発関」『福井県文書館研究紀要』3（2006年）参照。
- 23) 『伊豆国正税帳』には「毎年正月十四日読金光明經四卷又金光明最勝王經十卷合壹拾肆卷」とあるように、毎年恒例の法会であった。
- 24) 井上辰雄注14) 前掲論文。
- 25) 節度使体制は天平6年4月まで続いた（『続日本紀』4月壬子条）。
- 26) 『天平』はこれを本文で見た『続日本紀』神龜3年8月乙亥条の国司赴任時の処遇とみているが、能登国史生への食料より少ないことからしても、疑問である。
- 27) 井上辰雄注14) 前掲論文。
- 28) 『天平』はここを「食料稻貳拾束塩壹升（人別稻四／把 塩二勺）」と復元するが、それは3行目と7行目に書かれた稲と塩の量を合計した総計である。しかし本文に述べたように、それらは「各經壹箇日食料」であり、それぞれ郡数を乗じなければならない。本文のように復元することで、総計末尾に残存する「肆勺」に合致することになる。
- 29) 注28) と同様の理由で、ここも『天平』の復元案は読み誤っていると考えられる。
- 30) 『天平』の復元では、「酒一升」が抜けている。
- 31) 雑令諸節日条。「郡稲帳」に近い時期では、天平6年と同10年の7月7日に天皇が相撲を見たことを『続日本紀』は伝える。
- 32) 虎尾俊哉編『延喜式 下』（集英社2017年）495頁頭注。
- 33) 藪田香融注2) ②前掲論文は、これを賦役令土毛条「凡土毛臨時応用者、並准当国時価。価用郡稲」（凡そ土毛臨時に用ゐるべくは、並に当国の時の価に准（なずら）へよ。価には郡稲を用ゐよ）に基づいて、郡稲によって買上げられた土毛（土地の産物である食物）であると考えている。
- 34) 虎尾俊哉編注32) 前掲書959頁補注。
- 35) 舟尾好正注21) 前掲論文。
- 36) 敦賀郡の調塩木簡については、館野和己「木簡から読む古代のふくい」『福井県文書館研究紀要』12（2015年）参照。
- 37) 天平神護2年10月21日「越前国使解」（『大日古』5-617）ほか。
- 38) 『天平』は「…伍拾束」というように「伍」束が抜けている。